ロープ高所作業を行う事業者の皆さまへ

「ロープ高所作業」での危険防止のため労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年１月１日　但し、特別教育の施行日は平成28年７月１日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ２メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第１項)
  しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。

- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどよって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。

「ロープ高所作業」とは

高さが２メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)　(安衛則第539条の2より)

※　昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
※　身体保持器具…労働者の身体を保持するための器具

ロープ高所作業における労働災害の発生状況

▶ロープ高所作業における**過去６年の死亡者数は24人**

（人）

	H21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
ビルメンテナンス業	0	5	1	1	2	4	13
建　設　業	4	0	2	1	2	2	11
死亡者数　合計	**4**	**5**	**3**	**2**	**4**	**6**	**24**

（出典：死亡災害報告）

死亡災害の要因内訳　　９６％が「墜落」によるもの

① 作業中に支持物（緊結元）からロープが外れ（ほどけ）墜落
② 屋上やのり肩での準備作業中や移動中に墜落
③ 作業中にロープと安全帯との接続を外して（接続せず）墜落
④ 作業中にロープが切れて墜落
⑤ 作業中にロープの支持物（緊結元）ごと墜落
⑥ 安全帯（フック）が壊れたものを使用して墜落
⑦ ロープが短かったことから下降時に墜落
⑧ その他

（高所作業での死亡事故24件の原因割合）

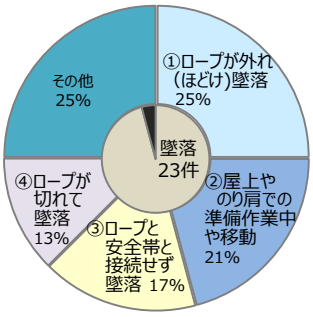

（H27.８）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ロープ高所作業における危険の防止のための規定　（平成28年１月１日施行）

1 ライフラインの設置　安衛則第539条の２

● ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。
なお、ライフラインとしてリトラクタ型墜落阻止器具を用いることもできます。

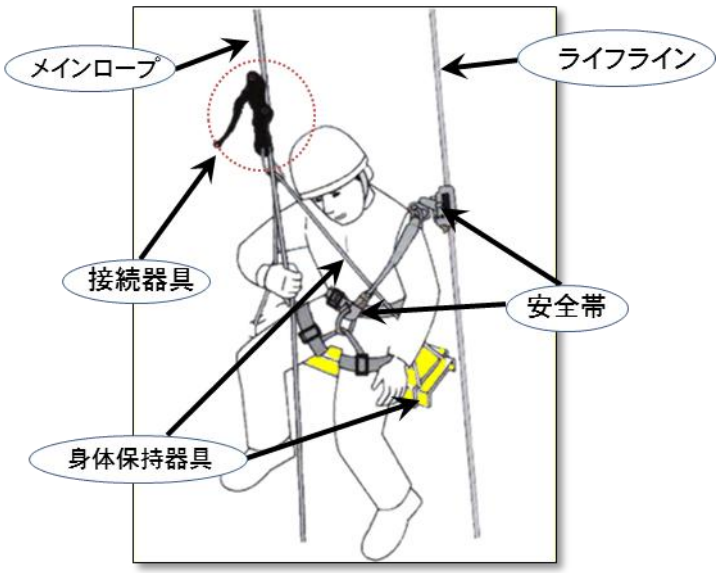

ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例

のり面保護工事でのロープ高所作業の例

2 メインロープ等の強度等　安衛則第539条の３

(1)　メインロープ等※は、十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないものを使用する必要があります。

※メインロープ等とは、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具とこれをメインロープに取り付けるための接続器具のこと

(2)　メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとる必要があります。
なお、これらの措置については、複数人で確認するようにしてください。

①　メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること

△　支持物とメインロープとの緊結の例　△

▼　切断防止措置の例(巻き付け型養生)

切断防止措置の例　(置き型養生)　▲

② メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さを有すること

③ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、覆いを設けるなど切断を防止するための措置を行うこと

④ 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けること
なお、接続器具は、使用するメインロープに適合したものを用いる必要があります。

3 調査及び記録　安衛則第539条の４

● ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する必要があります。

① 作業箇所とその下方の状況
② メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況
③ 作業箇所と②の支持物に通じる通路の状況
④ 切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態

4 作業計画　安衛則第539条の５

● ３の調査を踏まえ、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、次の項目が示された作業計画をつくり、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行う必要があります。

① 作業の方法と順序
② 作業に従事する労働者の人数
③ メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
④ 使用するメインロープ等の種類と強度
⑤ 使用するメインロープとライフラインの長さ
⑥ 切断のおそれのある箇所と切断防止措置
⑦ メインロープとライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置
⑧ 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
⑨ 労働災害が発生した場合の応急の措置

5 作業指揮者　安衛則第539条の６

● ロープ高所作業を行うときは、作業計画に基づく作業の指揮、２(2)の措置が行われていることの点検、作業中の安全帯と保護帽の使用状況の監視を行う、作業指揮者を定める必要があります。

6 安全帯・保護帽　安衛則第539条の７・安衛則第539条の８

● ロープ高所作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全帯を使用させる必要があります。また、物体の落下による危険を避けるため、関係労働者に保護帽を着用させる必要があります。
● 使用する安全帯はライフラインに取り付ける必要があります。なお、安全帯のグリップは、使用するライフラインに適合したものを用いる必要があります。
● 安全帯、保護帽の使用を命じられた労働者は、これらを使用する必要があります。なお、安全帯の取り付けについては、複数人で確認するようにしてください。

7 作業開始前点検　安衛則第539条の９

● ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、安全帯及び保護帽の状態について点検し、異常がある場合は、直ちに、補修し、または取り替える必要があります。

8 その他

- 今回新たに施行される規定以外にも、ロープ高所作業を行うときは以下の安衛則第522条(悪天候時の作業の禁止)・第523条(照度の保持)・第527条(物体の落下による危険の防止)・第530条(立入禁止)の規定が適用されます。

特別教育を必要とする業務の追加　（平成28年７月１日施行）

特別教育　安衛則第36条・第39条・安全衛生特別教育規程第23条

- 労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるときは、安全のための特別の教育を行う必要があります。

教育科目

教育科目		内　容	時 間
学科教育	1 ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1 時間
	2 メインロープ等に関する知識	・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の点検と整備の方法	1 時間
	3 労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯、保護帽の使用方法と保守点検の方法	1 時間
	4 法令関係	法、令、安衛則内の関係条項	1 時間
実技教育	1 ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害防止のための措置 安全帯と保護帽の取扱い	・ロープ高所作業の方法 ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯と保護帽の取り扱い	2 時間
	2 メインロープ等の点検	メインロープ等の点検と整備の方法	1 時間

- 新安衛則公布後施行日より前にロープ高所作業についての特別教育の全部または一部の科目を受講した場合は、受講した科目を省略することができます。
- 特別教育の講師についての資格要件は定めていませんが、教育科目について十分な知識、経験を有する者が行う必要があります。

経過措置　安衛則　附則

ロープ高所作業のうち、ビルクリーニングの業務に係る作業やのり面保護工事に係る作業以外の作業(橋梁、ダム、風力発電などの調査、点検、検査等を行う作業など)については、①及び②の措置を講じた場合に限り、当分の間、１の「ライフラインの設置」の規定は適用しないこととしています。

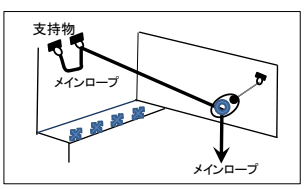

▲▼所要の措置の例

①メインロープを異なる2つ以上の強固な支持物に緊結すること
②メインロープが切断するおそれのある箇所との接触を避けるための措置を講じること。(ディビエーション) それが困難な場合は①の他に当該箇所の下方にある堅固な支持物にメインロープを再緊結すること。(リビレイ)

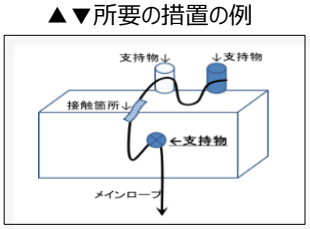

改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省のホームページからご覧いただけます。

ロープ高所作業についての規定が新設され、平成27年８月５日に公布されました。(安衛則等)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html

ロープ高所作業　改正　厚生労働省　検 索

このパンフレットについて詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。